

社会福祉法人敬愛会役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人敬愛会（以下「敬愛会」という）定款第25条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条

役員等には、評議員会において承認された総額の範囲内で、勤務形態及び経験年数等に応じて次の通り報酬等を支給する。

- 2 役員等の種類は常勤専従役員、常勤兼務役員、非常勤役員、評議員、外部委員とする。
 - (1) 常勤専従役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 3 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条

常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については評議員会において承認された別表1に定める額で、且つ別表6に定める上限額の範囲の中で理事会が決定した額を支給する。ただし、別表1及び別表6に定める額は、法人の職員を兼務する役員には支給しない。
- (2) 賞与については別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第12条の規定に準ずる額
- (5) 常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料、食卓料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条

非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第12条の規定に準ずる額
- (3) 非常勤役員等が業務、理事会等の出席及び職務のために出張をしたときは、給与規程並びに旅

費規程に基づき通勤手当、旅費（交通費、宿泊料、食卓料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条

常勤職員として当法人の施設長及び園長を兼務し、且つ職員給与を支給している者の役員報酬は、別表5の定めによるものとする。ただし、施設長及び園長を兼務していない本部職員等の常勤職員が役員を兼務する場合については本報酬等を支給しない。

（報酬等の支払方法）

第6条

報酬は、毎月15日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

- 2 賞与を支払う場合は、毎年7月及び12月に支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めによるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつたときには、建替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬額の日割り計算）

第7条

新たに役員等が就任した者には、その者が常勤役員の場合にはその日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡により退任した場合は、常勤の役員の場合はその月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条

この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条

この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

役員等の報酬額

(1) 月額常勤役員報酬算定基準 + (2) 経営経験および学位取得要件 + (3) 経験加算 = 月額常勤役員報酬額

(2) 及び (3) にて算出されたポイントを 1 ポイント 10,000 円で換算し、役員の種類ごとの月額役員報酬算定基準額に加算する。

(1) 月額常勤役員報酬算定基準額

理事長	600,000 円
常務理事	350,000 円

(2) 経営・運営・指導監督経験および学位取得要件の加算

上記算定基準額に以下の経営・運営・指導監督経験の種類及び学位取得要件等に基づき、以下の額を加算する。

経営・運営・指導監督経験要件	社会福祉法人の経営・運営（高齢者福祉事業の経験がある）※理事長・施設長経験者等	社会福祉法人の経営・運営（障害者・保育事業の経験がある）※理事長・施設長・園長経験者等	社会福祉事業等に関する教育に携わっていた経験がある。	社会福祉法人以外の医療・福祉事業の経営・運営経験がある	社会福祉事業に関する指導監督経験が通算して 5 年以上ある
理事長	10 ポイント	7 ポイント	5 ポイント	3 ポイント	3 ポイント
常務理事	10 ポイント	7 ポイント	5 ポイント	3 ポイント	3 ポイント
学位等取得要件	社会福祉に関する学術または経営に関する大学院を修了し、博士または修士の学位を取得した者	学校教育法に基づく 4 年制大学を卒業し、かつ社会福祉学・福祉経営学・医療福祉学・福祉マネジメント学等の学士の学位を取得した者（※福祉の文字が入ること）	医師または歯科医師・弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・司法書士・行政書士等の資格を持ち、社会福祉事業への経営および運営に通算して 10 年以上かかわったことがある者	学校教育法に基づく 4 年制大学を卒業し、経営学・法学・経済学・商学・総合政策学等の学士の学位を取得した者（※文学部・工学部など、経営に必要な知識の習得が見込めない学部は対象外）	学校教育法に基づく短期大学を卒業し、社会福祉または教育に関する短期大学士の学位を取得した者
理事長	10 ポイント	7 ポイント	5 ポイント	3 ポイント	3 ポイント
常務理事	10 ポイント	7 ポイント	5 ポイント	3 ポイント	3 ポイント

(3) 経験年数加算

社会福祉事業の経営（理事長・常務理事）・運営（施設長・園長）・指導監督（行政職員等）・教育（大学教員等）に携わった経験年数を以下の通り加算する。

役職	経験なし	0~3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上20 年未満	20年以上
理事長	0ポイント	1ポイント	3ポイント	5ポイント	7ポイント	10ポイント
常務理事	0ポイント	1ポイント	3ポイント	5ポイント	7ポイント	10ポイント

(別表2)

(常勤役員の賞与)

夏季賞与	役員報酬月額×1.75ヵ月分×業績率(1.0を上限とする)
冬季賞与	役員報酬月額×1.75ヵ月分×業績率(1.0を上限とする)

(別表3)

(役員退職慰労金)

常勤役員のうち、法人職員を兼務し、且つ独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済事業及び栃木県民間社会福祉施設退職手当共済に加入している法人職員以外の常勤役員が退任した場合、これらに加入していない月から役員退任時と70歳のどちらか早い方を上限に下記のとおり役員退職慰労金を支給する。なお、60歳以上で当法人の職員を退職した者や、55歳以上でかつ公務員及び一般企業等の退職者で既に退職金を受給した者が新たに役員として就任した場合は、役員退職慰労金の支給を行わない。

役員退職慰労金算定式	最終役員報酬月額×在任年数×掛率
------------	------------------

(掛率)

退職金支給対象期間	
3年未満	0.5
3年以上5年未満	0.7
5年以上10年未満	0.9
10年以上15年未満	1.0
15年以上20年未満	1.1
21年以上	1.2

(別表 4)

(非常勤役員に対する報酬等)

	非常勤（定めなし）又は理事会の出席又は、4時間未満の業務を行った場合	非常勤（週1日以上3日未満） ※理事においては1日4時間以上の業務を行った場合に限る	非常勤（週3日以上5日未満） ※1日8時間以上の業務を行った場合に限る
理事	10,000 円/日	15,000 円/日	
	理事会・定時評議員会	評議員選任・解任委員会への出席及び入札等の立会人への参加	行政監査立会い 監事監査等の実施
監事	10,000 円/日	5,000 円/日	15,000 円/日
			20,000 円/日（一日） 10,000 円/日（半日）
評議員	10,000 円/日		
外部委員		5,000 円/日	

※ 理事会・評議員会及び監事監査の開催時間や会議の長時間化等により必要に応じて弁当等の支給を行う

(別表 5)

(職員給与との併給)

常勤職員として当法人の施設長及び園長を兼務し、職員給与を支給している役員に対し、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職	役員報酬等
理事長	150,000 円/月
常務理事	50,000 円/月

(別表 6)

(常勤役員報酬額)

役職	最小額	最大額
理事長	9,300,000 円/年	13,950,000 円/年
常務理事	5,425,000 円/年	10,075,000 円/年

※施設長及び保育園長を兼務していない常勤専従の場合